

(表面)

診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合においては、診療報酬明細書等の開示請求があった場合、診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しています。

「診療報酬明細書等開示請求書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続されるようお願いいたします。

1 開示請求ができる方

開示請求ができる方は、次のいずれかに該当される方に限ります。

- ① 開示請求を行う診療報酬明細書等に記載されている被保険者（被保険者であった方を含みます。ただし、死亡している方は除きます。）
- ② 死亡した被保険者の遺族（被保険者の配偶者、子、血族である父母）
※配偶者には、死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ③ 死亡した被保険者の2親等の血族である者（②に掲げる者がいない場合に限ります。）
- ④ 死亡した被保険者の相続人（②③に掲げる者を除きます。）
- ⑤ ①～④が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人
- ⑥ ①～⑤から開示請求に関する委任を受けた代理人（任意代理人）

2 開示請求に当たって必要な書類等

開示請求ができる方が、次の書類等を広域連合事務局の窓口へご持参いただくか、郵送してください。

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書
- (2) 開示請求を行う方の本人確認ができる書類等（詳細は裏面のとおり）

※開示にあたっては、文書の開示にかかる費用が必要になります。なお、郵送による交付を希望される場合は、郵送（簡易書留）にかかる費用も必要になります。

3 開示請求を行う方の本人確認

開示請求の受付時に、開示請求をされる方の本人確認をするため必要書類の提示を求めています。これはあくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことですので、ご理解・ご協力をお願いします。

4 開示請求を行う場合の費用について

- (1) 診療報酬明細書の写しが必要な場合 1枚当たり10円
- (2) 郵便での送付を希望する場合 郵送にかかる費用（簡易書留代）

5 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、本人の診療上支障が生じないことを、保険医療機関等に事前に確認いたします。（死亡している場合を除きます。）

従って、保険医療機関等が開示することについて支障があると判断された診療報酬明細書等は、部分開示又は開示できませんのでご理解をお願いします。

6 診療内容に係わる照会

広域連合では、診療内容についてはお答えできませんのでご了承ください。

7 開示決定等の事務処理

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書を受理した日から開示決定までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への確認等のため20日程度の日数を要します。
- (2) 開示方法については、「開示の実施方法等申出書」で指定された方法等により開示します。なお、郵送による交付を希望される場合は、「親展」扱いによる送付となります。

8 その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載しているものであり、保険診療外のものには記載されていませんので、必ずしも診療内容の全てが記載されているものではありません。
- (2) 開示請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情により、その存在が確認できないときには、開示できない場合がありますのでご了承ください。
- (3) 調剤報酬明細書を開示する場合は、調剤報酬明細書を発行した保険薬局へ事後的に開示のお知らせを通知します。
- (4) 郵送により開示請求を行う場合は、裏面の本人確認に必要な書類の写しを大阪府後期高齢者医療広域連合に郵送してください。

【裏面もご確認ください】

(裏面)

**「診療報酬明細書等の開示請求書」を提出の際
開示請求をされる方の本人確認に必要な書類**

①【開示請求される方の本人確認ができる書類】

運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で、本人であることを確認できる書類（氏名・住所が開示請求書に記載されたものと同一のもの）のうち、いずれか1点

②【上記以外に必要な書類】

開示請求をされる方が、被保険者本人の場合（被保険者であった方を含む。）

◎婚姻等のため、開示請求書の提出時の氏名と開示請求をする診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類を添付してください。

開示請求をされる方が、死亡した被保険者の遺族

（被保険者の配偶者、子、血族である父母）（2親等の血族）の場合

◎死亡した被保険者の遺族であることが確認できる次の書類を添付してください。

・戸籍謄本（抄本）

※死亡した被保険者と開示請求者の沿革がつかない場合は、除籍謄本や改正原戸籍、戸籍の附票等が必要となる場合があります。

◎被保険者の死亡の事実が確認できる次の書類を添付してください。

・戸籍謄本（抄本）、住民票（除籍）の写し、死亡診断書 等

開示請求をされる方が、死亡した被保険者の相続人

◎死亡した被保険者の相続人であることが確認できる次の書類を添付してください。

・遺言書、遺産分割協議書 等

◎被保険者の死亡の事実が確認できる次の書類を添付してください。

・戸籍謄本（抄本）、住民票（除籍）の写し、死亡診断書 等

③【代理人が請求する場合に必要な書類】

開示請求される方が、法定代理人

◎被代理人であることが確認できる書類を添付してください。

・被代理人に応じて上記①②に記載の書類

◎被代理人と法定代理人の関係が確認できる書類を添付してください。

・戸籍謄本（抄本）、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）、その他法定代理関係を確認し得る書類

開示請求をされる方が、任意代理人

◎被代理人であることが確認できる書類を添付してください。

・被代理人に応じて上記①②③に記載の書類

◎被代理人からの委任状

④【郵送で申請する場合に必要な書類】

開示請求を郵送で行う場合で、開示請求者に応じた上記①②③のうち、①をコピーで提出する場合。

◎開示請求日前30日以内に作成された住民票の写し（原本）を添付してください。